

貯金取引についてご用意いただく書類

(1) 相続ケースによらずご用意いただくもの

<input type="checkbox"/> 被相続人(亡くなられた方)の貯金通帳・証書・キャッシュカードなど貯金取引に関わるもの (紛失している場合はお申し出ください。)
<input type="checkbox"/> 相続手続依頼書(当JA所定様式)

(2) 相続ケースによりご用意いただく書類が異なりますので下表をご参照ください。

相続ケース	必要書類	ご注意等
③ 遺産分割協議書による相続手続	<input type="checkbox"/> 被相続人(亡くなられた方)の出生から死亡までの戸籍謄本(除籍謄本含む)または、法務局が交付する『法定相続情報一覧図』の写し <input type="checkbox"/> 相続人全員の戸籍謄本(不要な場合がございます。) <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書 <input type="checkbox"/> 相続人(受遺者)の実印・印鑑証明書(6ヶ月以内のもの) <input type="checkbox"/> その他(上記以外の書類の提出をお願いする場合がございます。)	(注)4をご参照ください。 (注)5をご参照ください。 (注)6をご参照ください。 (注)7をご参照ください。
④ 遺産分割協議書を作成せず相続手続依頼書(当JA所定様式)による相続手続	<input type="checkbox"/> 被相続人(亡くなられた方)の出生から死亡までの戸籍謄本(除籍謄本含む)または、法務局が交付する『法定相続情報一覧図』の写し <input type="checkbox"/> 相続人全員の戸籍謄本(不要な場合がございます。) <input type="checkbox"/> 相続人全員の实印・印鑑証明書(6ヶ月以内のもの) <input type="checkbox"/> その他(上記以外の書類の提出をお願いする場合がございます。)	(注)4をご参照ください。 (注)5をご参照ください。 相続手続依頼書に相続人全員の署名および実印による押印が必要になります。

(注)6 遺産分割協議書作成時の印鑑証明書も添付してください。

(注)7 相続手続依頼書に相続人(受遺者)の署名および実印による押印が必要になります。

(3) 次の場合は、(1)(2)に加え別途ご用意いただく書類がございます。

① 相続人に海外に在住している方がいる場合

サイン(署名)証明書 海外在留証明書

② 法定相続人に相続放棄をしている方がいる場合

相続放棄申述受理証明書

(4) ご用意いただく書類についての注意事項

① 書類は全て原本のご提出をお願いします。

② ご提出書類はJAの店頭等で原本を確認し、写しをいただいた後にご返却いたします。ただし、相続内容によりましては、原本を返却できない場合がございますので、ご理解願います。

③ 提出いただく印鑑証明書は原則として発行日より6ヶ月以内のものをご用意ください。

④ ご依頼される方が当JAとの貯金取引がある場合、実印に代えてお届け印によることができます。

(注)1 公正証書遺言以外については受遺者の実印・印鑑証明書(6ヶ月以内のもの)が必要となる場合がございます。

(注)2 相続手続依頼書にご記入いただく全員分をご用意ください。

(注)3 公正証書遺言の場合、または自筆証書遺言保管制度を利用されている場合を除き、家庭裁判所の検認証明書もあわせてご用意ください。

(注)4 被相続人(亡くなられた方)の戸籍謄本等は、出生から死亡までが連続するようご用意ください。必ず「出生が初めて記載された謄本」と「除籍が記載された謄本」がつながるようにお取り寄せをお願いします。※詳しくは被相続人の戸籍謄本等についてをご覧ください。

(注)5 下記の場合は、相続人の戸籍謄本は不要です。

1. 相続人が、被相続人(亡くなられた方)と同一の戸籍の場合
2. 相続人が、結婚などにより被相続人(亡くなられた方)の戸籍から除籍されたが、現在の姓が被相続人の戸籍で確認できる場合